

一 従来ハ一人毎ニモデルヲ給シテ卒業製作ヲナサシメシガ爲

メ製作費ノ如キモ一人毎ニ貳拾五円ヲ要シ候處前項ノ如ク

変更スルニ於テハ製作費ニ多大ノ餘裕ヲ生ジ候ニ付其餘裕

ヲ以テ卒業期或ハ四年生等ノ平常ノ成績品ヲ製セシメ以テ

毎年度成績品展覽會出品ノ準備ヲナスコト

明治四十四年四月廿九日

塑造部受持教員

校長正木直彦殿

(「明治四十四年一月 教務内規、諸規定書類(教務掛) 至 明治四十五年」)

ただし、その後も塑造部生徒への一人当たり二十五円制作費支給は停止されなかった様子である(⑩の項参照)。

⑧ 規則小改正

明治四十四年四月四日、東京美術学校規則第十二章第九十三条に次の語句追加(傍線部分)がなされた。

第九十三条 特待生ニシテ第二十八條ノ處分ヲ受ケタルトキ又ハ休學中ノ生徒若クハ再入學等ノタメ半途ヨリ就學スルトキハ一ヶ月金貳圓五拾錢ノ割ヲ以テ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

(「東京美術学校一覽 從明治四十四年 至明治四十五年」)

⑨ 西洋画科授業要旨改正

明治四十四年度中、各科授業要旨の西洋画科の分が次のように改

正された。

西洋畫科

西洋畫科ハ分チテ六教室トシ主トシテ木炭畫、油畫ヲ教授シ又鉛筆畫、水彩畫ヲ併セ授ク 而シテ特ニ課スル學科ヲ用器畫法、解剖學、遠近法トス

第一年ニ於テハ專ラ石膏像ニ據リテ木炭畫ヲ習得セシメ兼テ油繪ノ靜物畫風景畫等ヲ授ク 又隨時題ヲ課シテ構圖ヲナサシム 但シ此學年ニ限り木炭、水彩鉛筆ヲ以テ構圖ヲナサシム

第二年ニ於テハ木炭ヲ以テ人體ヲ寫生セシメ第三年第四年ニ於テハ油繪具ヲ以テ人體ヲ寫生セシム 油繪ノ靜物畫風景畫及構圖等ハ學年ノ進ムニ隨ヒ順次其程度ヲ高メテ之ヲ課ス

卒業期ニ入りテハ第一學期ニ於テ卒業製作ノ構圖ヲナサシメ第二第三學期ニ於テ其既成ノ構圖ニ據リテ製作ニ從事セシメ併セテ自畫像ヲ描寫セシム

風景畫ハ期日ヲ限定シテ郊外寫生ヲナサシメ構圖ハ主トシテ歴史及風俗ヲ課ス

各學年ノ課目ニ對シ一學期末毎ニ一回ノ競技ヲ施行シ技能ノ優劣ヲ判定ス

(「東京美術学校一覽 從明治四十四年 至明治四十五年」)

⑩ 卒業制作材料補給内規

本校火災以前に施行されていた補給内規は不明である。それ以後、明治四十四年制定のものを掲げる。